「船員の治療と就業との両立支援指針」の制定に関する意見募集についての結果について

令和８年３月 31 日
国土交通省海事局

「「船員の治療と就業との両立支援指針」の制定に関する意見募集について」について、令和８年１月 27 日（火）から令和８年２月２６日（木）までの期間、広く御意見を募集しました。その結果、本件に関して１件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を以下の表のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要	考え方
・　船員の就業可否の判断が、船舶所有者側にあるのはおかしいのではないか。病気や怪我を負った船員の就業可否の判断については、船員本人が医師の診断を受けた上で、自ら就業できると判断した後に、船舶所有者の判断に継ぐべきではないか。さらに、医師が就業不可能と判断したら止めるようにすべきではないか。	本指針において、船員の就業継続の可否の判断等について、以下のとおり定めております。 ・　治療と就業の両立支援を必要とする船員本人の申出を受けて、船舶所有者がその検討を開始すること。 ・　船舶所有者は、船員の主治医や産業医等の意見を踏まえ、船員が治療を続けながら就業可否の判断をすること。なお、就業可否の判断にあたっては、船員が疾病を抱えていることをもって安易に就業を禁止するのではなく、可能な限り就業の機会を失わせないようにすることに留意すべきであること。 ・　船員の就業継続可能と判断した場合は、就業上の措置や治療への配慮内容・実施時期等について検討を行うこと。検討に当たっては、船員本人から意見を聴取し、十分な調整を通じて当該船員本人の同意が得られるよう努めることが必要であること。

１．実施方法
①募集期間：令和８年１月２７日（火）～令和８年２月２６日（木）
②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び窓口配布
③意見提出方法：電子メール、FAX、郵送及び電子政府の総合窓口（e-Gov）

２．意見数 提出意見数１件

３．お問い合わせ先

国土交通省海事局船員政策課 意見募集担当

電話番号０３－５２５３－８１１１（内線４５－１４６、４５－１４４）